

奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高度外国人材の県内就職及び県内企業の高度外国人材の受入を促進するため、県内企業がベトナム国内の大学生（以下「インターン生」という。）をインターンシップにより受け入れる奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業（以下「本事業」という。）において、県内企業によるインターン生への宿泊場所の提供及び滞在費の支給について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、県内に事業所を有し、本事業に参加する企業であつて、次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 本事業に参加し、インターン生の受け入れについて、奈良県からの決定がなされていること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
 - (3) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
 - (4) 県税に未納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助対象者とししないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者
 - (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、インターン生が日本に入国した日から出国する日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	<p>前条に定める補助対象期間中に要する次の経費（税抜き）であること。</p> <p>(A) インターン生への県内に存する別表 1 に定める宿泊場所の提供に係る経費 宿泊場所の提供に係る経費の範囲は、賃借料及び共益費（管理費）とする。 ただし、奈良県がインターン生に宿泊場所を提供した期間においては補助対象外とする。</p> <p>(B) インターン生に支給する滞在費 ただし、支給の際に発生した手数料等については、補助対象外とする。</p>
補助金の額	<p>(A) インターン生への県内に存する別表 1 に定める宿泊場所の提供に係る経費 一人当たり上限56,000円/月 一月は、当該月の初日から末日までとする。 一月に満たない日数の経費については、当該月の現日数を基礎として、日割り計算により得た額とする（1円未満は切り捨て）。 なお、宿泊場所の提供に係る経費の合計額に、千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。</p> <p>(B) インターン生に支給する滞在費 一人当たり上限2,500円/日</p>

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼事業計画書（第 1 号様式）に、誓約書（第 2 号様式）その他の別表 2 に定める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第 7 条 補助対象者は、第 5 条の規定により提出した事業計画を変更又は中止しようとするときは、変更承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取り下げ）

第 8 条 補助対象者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知の受領後 14 日以内に前項の規定による申請の撤回をしなければならない。

（遂行命令）

第 9 条 知事は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要があるときは、補助対象者が提出する報告書及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助対象者に対し、補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、補助対象事業が第 6 条の規定による交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、知事は、補助対象者に対し、当該交付決定の内容及び条件に従って補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 補助対象者は、前項本文の規定に基づく検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

3 知事は、補助対象者が第1項の命令に違反したときは、当該補助対象者に対して当該補助対象事業の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が終了したときは、実績報告書(第6号様式)に、別表2に定める書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の経理等)

第12条 補助対象者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 知事は、第11条の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果等がこの交付要綱の内容及び交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(請求)

第14条 補助対象者は、第11条の規定による補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。
- 3 補助金は確定払いとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - (4) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) その他知事が不適切と認める事項に該当したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該返還を命令した日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 補助対象者は、前条の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助対象者は、前条の規定による補助金の返還を命じられた場合において、定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 18 条 前条第 1 項の規定による違約加算金の納付金額は、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定による延滞金の納付において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(各種補助金等との併給調整)

第 20 条 知事は、補助対象者が支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金等のうち、国、県又は市町村が実施するもの（国、県又は市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給し、又は受給しようとしたときは、本要綱に基づく補助金の交付を認めないものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 21 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合における補助対象者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第 22 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 19 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

別表 1 (宿泊場所)

宿泊場所
補助対象者が契約した、家具及び家電等が備え付けられている、短期の定期借家契約により使用させる施設 (マンスリーマンション等)
補助対象者が借り上げている社宅又は寮で、家具及び家電等が備え付けられている施設
その他知事が適当と認める施設

別表 2 (添付書類)

項目	提出書類
(1) 申請時	①会社概要
	②県税に未納がないことを証明する納税証明書
	③奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業に係る受入計画書
	④宿泊場所の概要が分かる書類
	⑤その他知事が必要と認める書類
(2) 実績報告時	①奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業に係る受入報告書
	②宿泊場所の提供に要した経費の金額が分かる書類
	③宿泊場所をインターン生に提供したことが分かる書類
	④滞在費をインターン生に支給したことが分かる書類
	⑤その他知事が必要と認める書類